

タイトル	スコットランドの「ノルマン=コンクエスト」：『国王文書集』の検討をとおして(1)
著者	常見，信代
引用	北海学園大学人文論集，17：1-39
発行日	2000-11-30

スコットランドの「ノルマン=コンクエスト」 ——『国王文書集』の検討をとおして(1)——

常 見 信 代

はじめに

中世のスコットランド王国がゲール系のスコット人だけでなく、ノルマン(フランス)人やブリトン人、アングロ=サクソン人、スカンディナヴィア人など、言語や文化的背景の異なるさまざまな民族集団をそのなかに包摂していたことは、よく知られていることであろう。たとえば、1128年頃にデイヴィッド1世 David I (1124–1153, 数字は在位を示す。以下同様)がダンファームリン修道院 Dunfermline Abbey に対して歴代諸王のおこなった寄進を確認した勅許状 charter が残されているが、その証人の欄には、聖職者の項に Cormac, MacBeth のゲール系の名前と Robert, John, というノルマン系の名前とが並び、俗人の項にも Malise, Gillemichel mac Duf などのゲール系, Hugh de Morville, Robert de Brus などのノルマン系, さらに Alfwin MacArkill, Edward son of Siward の名前が記されている。最後の2名は名前からみてアングル人で、このうちの前者は‘Mac’を取り入れてゲール化したアングル人と思われる¹⁾。この修道院への寄進はつぎの国王マルコム4世 Malcolm IV (1153–1165)によっても確認されたが、その勅許状においてもゲール系, ノルマン系, アングロ=サクソン系あるいはアングロ=スカンディナヴィア系の名前が証人の欄に並んでいるのである²⁾。

これらのなかでスコットランド王国にもっともおそく加わったのはノルマン人で、彼らはデイヴィッド1世の時代から13世紀にかけてイングランドや北フランスから来た人びとである。彼らは一般にはアングロ=ノルマン

人とよばれるが、史料に出てくるアングル人(アングロ=サクソン人)と区別するために本稿では単にノルマン人とよぶことにする。ところで、こうしたノルマン人の來住と王国への定着は、1066年のイングランドのノルマン=コンクエストにたとえて一般に「スコットランドのノルマン=コンクエスト」〈Norman Conquest of Scotland〉と表現される³⁾。しかし「ノルマン=コンクエスト」と同じように表現されても、その内容までが同じであったわけではもちろんない。特にスコットランドの場合、ノルマン人の來住は軍事征服によるものではなくて国王の積極的な招致によるものであり、そのプロセスも長期にわたる緩慢なものであった。しかし最大の相違は、「ノルマン=コンクエスト」によってスコットランドの在地の勢力が土地保有や国政の上で排除されたり、法の上で差別されることはなかったことである。冒頭で紹介した証人の構成はスコットランドの「ノルマン=コンクエスト」の一つの側面を示すものであり、新来者と在地の貴族らとが肩を並べて国王の勅許状に承認を与えているのである。

スコットランドの「ノルマン=コンクエスト」について、従来は新来者のノルマン人に焦点があてられ、その軍事的側面や変化の側面が強調される傾向にあった⁴⁾。しかし最近の研究は、13世紀のスコットランド社会のなかにゲール系の文化や慣行が根強く存続していることをあきらかにしており、王権そのものや法制、政治・社会の構造の“ハイブリッド”な性格、つまりゲール系を中心とする在来の要素と新来のノルマン的要素とからなる複合的性格を強調している⁵⁾。それと同時に、13世紀のスコットランド王国の“unitary kingdom”としての特徴、すなわち文化的背景の異なるさまざまな集団・地域が王権のもとに一つにまとめられて統一が保たれた点も強調されている。これらの点は、同じ“ケルト”系のアイルランドやウェールズと比較したスコットランドの特徴として特に強調されるところである⁶⁾。筆者もスコットランド王国のこのような特徴に関心を寄せるひとりであり、文化的背景の異なるさまざまな集団の間に“スコットランド人である”という意識〈Scottishness〉が創出されていく過程をあきらかにしたいと考えている⁷⁾。しかし、そのためには13世紀についてだけでなく、さ

かのぼって背景となった「ノルマン=コンクエスト」の具体的経過をあらためて検討し、ノルマン人だけでなく在地勢力の対応や両者の相互関係などをあきらかにする必要性を痛感しているところである。

本稿は、このような問題関心から、スコットランドの「ノルマン=コンクエスト」の具体的経過をあきらかにしようとするものである。さいわい昨年、G. W. S. バロウの編集で『デイヴィッド 1 世の勅許状集』が刊行された。マルコム 4 世とウィリアム 1 世 (1165–1214) の勅許状や令状 *briefe* などは、これもバロウの編集によって既に刊行されており、これでスコットランドにおいて「ノルマン=コンクエスト」が進展した 3 代の国王の治世について国王の名前で発給された公文書類 *royal acts* を、しかも同一編者の手によるものを利用できるようになった⁸⁾。本稿では、これら 3 巻の国王文書集におさめられた史料およびその他の関連史料にもとづいて「ノルマン=コンクエスト」の具体像を、まず本号では「人の動き」に焦点をあてて、次号においては中央・地方の「統治システム」に焦点をあてて、提示していくことにする⁹⁾。

1. 「ノルマン=コンクエスト」の背景

ノルマン人がスコットランドに姿をあらわした例は、デイヴィッド 1 世の時代以前にも散見される。たとえば、イングランドの年代記によれば、エドワード証聖王 Edward the Confessor (1042–1066) の宮廷で重用されていたノルマン人が排斥の動きにあい、その一部が保護を求めてスコットランドに渡り、マクベス MacBeth (1040–1057) に登用されたという¹⁰⁾。これが記録に残るスコットランド最初のノルマン人の來住とされている。また、1128 年頃にファイフでおこなわれた裁判の記録から、当事者のひとりに「騎士、ブルゴーニュのロバート」〈Robertus Burgonensis Miles〉なる者がいて、既にこの周辺にかなりの土地を保有していることがあきらかである¹¹⁾。裁判がおこなわれたのはデイヴィッド 1 世の治世であるが、訴訟内容からロバートはその前の国王アレグザンダ 1 世 (1107–1124) によっ

て授封されたと推定される。このように、ノルマン人あるいはフランス人の來住は以前から始まっていたと思われるが、それがあらたな展開をみるのはデイヴィッド1世の治世になってからである。

ノルマン人の來住があらたな展開をみる契機になったのは、デイヴィッド1世とイングランド王ヘンリ1世(1100-1135)との特別なつながりであり、それは彼がスコットランド国王に即位するかなり前にさかのぼる。同時代人でヘンリ1世の宮廷に詳しいマムズバリのウィリアムは、1124年にデイヴィッド1世が即位したとき、その昔を振り返って次のように記している。

「アレグザンダ(1世)が逝去してマルコム(3世)の末子デイヴィッドがスコットランド王位についた。デイヴィッドを伯にしたのも、デイヴィッドに高貴な身分の女性を娶らせたのも王(ヘンリ1世)であった。デイヴィッドは、少年の時からわれわれと交際してスコット人のもつ野蛮な汚点をすべて拭い去り、磨かれてきたので、(ヘンリ1世の宮廷では)ほかの誰よりも優雅で上品な若者になっていた」¹²⁾。

デイヴィッド1世の出生は1080年頃と推定されるから、この記述によればデイヴィッドがヘンリ1世の即位前にイングランドの宮廷に滞在していた可能性もある。1093年に父マルコム3世が死亡したのち、王位の継承をめぐるデイヴィッドの兄ダンカン2世やエドガと彼らの叔父つまりマルコム3世の弟との間に争いがおこり、ダンカンらがイングランドのウィリアム2世(1087-1100)のもとに援助を求めたことがある¹³⁾。デイヴィッドがこれに同行して即位前のヘンリ1世と出会っていたのかもしれない。しかしヘンリ1世との関係の上で画期になったのは、1100年のデイヴィッドの妹イーディス Edith とヘンリ1世との結婚であり、これ以後デイヴィッドはたびたび義兄の宮廷に滞在して多大な寵愛をうけ、騎士に叙されてノルマンの騎士文化の洗礼をうけるとともに、ノルマンディ遠征にも加わっている。デイヴィッドは、「数々の贈り物を与えられ、大貴族が居並ぶなか

でつねにヘンリ王のかたわらに着座していた」とイングランドの年代記に記されている¹⁴⁾。この「数々の贈り物」のなかで、その後のスコットランド王国にとってもっとも重要となるのが1113年末のデイヴィッドとマティルダとの結婚であった。マティルダはハンティンダン伯領の相続人であり、この結婚によりデイヴィッドはマティルダの夫として伯 comes の称号とミドランズにひろがる広大な所領 honour of Huntingdon とをえた。これがスコットランド王家とイングランドの所領との結びつきの始まりであり、この関係は独立戦争の始まる13世紀末まで続くことになる。同時にマティルダとの結婚は、多くの有為の若者をデイヴィッドのまわりにひきつけることになったのである。

G. W. S. バロウ編の『デイヴィッド1世の勅許状集』には、「デイヴィッド伯」〈David Comes〉の名前で出された勅許状など14通が収録されている。年代は結婚直後から即位する1124年までにまたがっており、その内容も大半はイングランドの所領に関するものであるが、その証人の欄に名前をつらねている圧倒的多数はハンティンダン領の封臣あるいは伯家に仕えている者らである。なかでもその中心になっているのが、証人の欄に「わが諸侯と騎士」〈procerum et militum meorum〉として名前が列挙されている人びとで、Robert de Brus, Hugh de Morville, Robert Corbet, Walter de Lindsay らである¹⁵⁾。このうち前者の2名はともに西部ノルマンディの出身で、ヘンリ1世治世初期のノルマンディ遠征で武勲をたててヘンリ1世に取り立てられ、イングランドに封土を与えられている。つまりイングランドでは新参のノルマン人ということになる。

スコットランドの「ノルマン=コンクエスト」の先陣を切ったのは、このようなハンティンダン領の「諸侯と騎士」およびその関係者らである。彼らはヘンリ1世の宮廷をとおして即位前のデイヴィッド1世と出会い、その富と将来性に期待して「野蛮な」スコットランドに渡ったのである。ただし、彼らがデイヴィッドの即位前にスコットランドに所領を与えられていたかどうかは不明である。残存する授封証書はすべて即位後に発給されているが、事後承認の可能性もある。この問題は次節の(2)で検討したい。

2. 「ノルマン=コンクエスト」の諸相

(1) 王位継承法の改革

1124年4月23日または25日にデイヴィッド1世がスコーン Scone で即位式をあげ、王位についた。これ以後「スコット人の王デイヴィッド」〈David Rex Scottorum〉の名前で国王文書類が発給されているが、そのなかには彼の息子ヘンリの名前が連記されているものが多く、その治世がデイヴィッド1世とヘンリの共同統治の形をとっていたかのような印象を与える。デイヴィッド1世の長子マルコムは幼少のときに死亡しており、ヘンリは生存している唯一の子供であった。ヘンリとの連名による勅許状の発給は、みずからの王位を息子ヘンリに継承させるための、すなわち王位の直系継承を実現するための周到な配慮とみなすことができる。王位の継承慣行を改革すること、これもデイヴィッド1世が推進したスコットランドの「ノルマン=コンクエスト」の一つの側面であった。

G. W. S. バロウ編の『デイヴィッド1世の勅許状集』には、その治世中に出了された国王文書200通が収録されている。いずれも原文自体が残存しているものであるが¹⁶⁾、そのうちデイヴィッド1世の名前で出了されたものは146で、デイヴィッド1世とヘンリとの連名が3¹⁷⁾、ヘンリの名前で出了されたものが51である。2人の連名によるもの自体はわずかであるが、デイヴィッド1世の146通を仔細に検討すれば、そのうちの11通には「わが息子ヘンリの承認によって」などの文言が付記されている¹⁸⁾。さらにデイヴィッド1世の名前で出了された15通の勅許状とほぼ同じ内容の勅許状がヘンリの名前で別個に発給されている¹⁹⁾。つまりデイヴィッド1世の名前で出了された国王文書の5分の1弱が実質的にはヘンリとの連名で出了されたのと同じことになり、その治世は、特にヘンリが成年になった1136年頃からは父と息子による共同統治の形式を取っていたと推定されるのである。さらに治世末期の1144年(頃)の勅許状2通においてヘンリは「国王継嗣」〈rex designatus〉と明記されている²⁰⁾。これはヘンリを王位の継承者として広く認知させるための配慮であり、王位の父から子への継承を存命中に

確実にしたいというデイヴィッド 1 世の強い意志のあらわれと解釈することができる。

スコットランドにおける王位の継承は、ケネス 1 世 Kenneth mac Alpin (842–853) 以後マルコム 3 世までは男系親族による傍系継承の慣行が維持されており、王位は王の息子に直接には継承されず、死亡した王のまず兄弟が順次継承し、その後、彼らの息子たち、つまり従兄弟の間で順に継承されていた。これはケネス 1 世以前のダルリアードに由来する慣行で、世代がすすむにつれて王を出した家が次々に分節化し、複雑な継承が繰り返されることになるが、未成年王の出現を防ぐという利点もあった²¹⁾。こうしたゲールの古き慣行を直系継承に改めようとの動きはあったが、必ず傍系親族の反抗を招いてきた。たとえば、マルコム 2 世 (1005–1034) の王位を孫のダンカン 1 世 Duncan I (1034–1040) が直系継承すると、ダンカンはマクベスによって暗殺された²²⁾。また、前節で触れたように、マルコム 3 世の死後には、マルコムの弟ドナルド=ベーン Donald = Ban とマルコムの息子のダンカン 2 世とが王位の継承をめぐる激しく争い、ダンカン 2 世が殺害されている。その跡を弟のエドガが継いで叔父ドナルドと王位の争奪を繰り返し、結局エドガがドナルドを廃位してみずから王位についている。ところで、ダンカン 2 世には息子ウィリアムがいたが、その後を継いだのはダンカンの息子ではなく弟のエドガであり、その後もアレグザンダ 1 世ついでデイヴィッド 1 世と兄弟の間で王位が継承されている。すなわちゲールの傍系継承の慣行が依然として続いていたのである。そして、この慣行によれば、デイヴィッド 1 世の跡を継ぐのは、ヘンリではなくダンカン 2 世の息子ウィリアムということになる²³⁾。

デイヴィッド 1 世が息子ヘンリと共同統治の形式をとり、さらにその晩年にヘンリを「国王継嗣」と明確に位置付けた背景にはこのような経緯があり、王位継承の古き慣行を改めて父から子への直系継承を存命中に、しかも平穩のうちに確実にしておくという意図のあらわれと解釈できる。事実、ダンカン 2 世の息子ウィリアムは、デイヴィッド 1 世の即位前から勅許状の証人になっており、即位後にはデイヴィッド 1 世だけでなくヘンリ

の勅許状にも「国王の甥ウィリアム」あるいは「ダンカンの息子ウィリアム」と証人欄にたびたびその名前を連ねている²⁴⁾。これらのなかには、ヘンリを「国王継嗣」と明記した1144年の勅許状もあり、ウィリアムは王位継承に関するデイヴィッド1世の改革を承認していたと思われる。ウィリアム自身あるいは彼の一族が王位継承に関して異を唱えた形跡は、少なくともデイヴィッド1世治世に関しては皆無である。

ところが、1152年6月にヘンリが父より先に死亡してしまい、デイヴィッド1世の改革は頓挫したかにみえた。しかし、「国王は、深い悲しみを押し隠してただちにヘンリの長子マルコムをファイフの伯ダンカン（1世）に預け、2人を大勢の軍隊とともにスコットランド各地を巡回させ、この少年が王国の相続人であることを布告させた」という。これは、スコットランド王家と親密な関係にあったヘクスam Hexham（ヨークシャ）の修道院長ジョンの証言である²⁵⁾。この証言によればデイヴィッド1世は、息子ヘンリにかわって孫のマルコムを王位継承者に指名し、死の直前まで王位の直系継承の実現に奔走していたことになる。そして1153年5月24日にデイヴィッド1世が没すると、12歳のマルコム（4世）が即位し、ここに祖父の期待どおりに直系継承が実現されるとともにスコットランドの歴史のなかではじめて未成年王が出現した。

M. リンチはマルコム4世の即位を「12世紀の転換点」と評し、G. W. S. バロウも「王位継承法における革命」と評している²⁶⁾。それは、マルコム4世の即位がたとえ未成年であっても直系が傍系に優先するという封建法の相続原理 *primogeniture* を実現したものであり、これが先例となって1214年にアレグザンダ2世が16歳で、1249年にはアレグザンダ3世が8歳でそれぞれ即位し、さらに1286年には‘ノルウェーの乙女’ *Maid of Norway* の名で知られるマーガレットが3歳か4歳で即位していることをさす。つまり12歳のマルコムの即位が古来の継承慣行から封建法の相続原理へと転換する決定的契機になったという意味で「転換点」であり、「革命」なのである。その「革命」はデイヴィッド1世の周到かつ慎重な配慮によって実現したものであった²⁷⁾。

こうしてデイヴィッド 1 世が即位直後からすすめていた王位継承の改革はマルコム 4 世の即位によって実現されたが、この改革を同時代の人びとがどのように評価していたかについては先に紹介したヘクサム修道院長の証言が若干の手がかりを与えてくれる。なぜなら、デイヴィッド 1 世が孫のマルコムをみずからの相続人として認めさせるために大軍を同行させたとの話は、王国内に「革命」に対する抵抗や反発あるいはその危惧があったことを示唆しているからである。また、デイヴィッド 1 世がファイフの伯ダンカン 1 世にマルコムを託したとのことであるが、ダンカン 1 世は、後述するように、在地貴族の筆頭ともいべき人物である。その伯がゲールの伝統を一新する「革命」の推進に一役かっているのは注目されるところである。

(2) 封建化の推進

デイヴィッド 1 世が推進した改革は王位継承法に限らず、シェリフ sheriff や司法長官 justiciar の制度の導入をはじめとする統治システムの刷新、および司教区の整備や改革派修道院の創設をはじめとする教会改革など、聖俗の多方面にわたっている²⁸⁾。これらの改革の大半はイングランドあるいは大陸の制度をモデルにしたもので、「デイヴィッド伯」の時代に滞在したイングランドでの経験がさまざまな改革の根幹になっている。こうした改革の担い手となったのはデイヴィッド 1 世が招致したノルマン人であった。スコットランドの「ノルマン=コンクエスト」とは、デイヴィッド 1 世にはじまるこのような改革の総称であり、ノルマン人の到来と新制度の導入とは表裏一体の関係にあった。ここでは、ノルマン人がスコットランドに所領を与えられていく媒介装置となった軍役保有の展開をとおして「人の動き」をみていくことにする。

表 1 は、『デイヴィッド 1 世の勅許状集』のなかから、授封証書を集め、その内容を紹介したものである。ここでいう授封証書とは、国王が騎士役 knight service を条件に一定の土地を封土 fief として授与したことを関係者に周知させた勅許状のことである。デイヴィッド 1 世の治世には、授封

証書そのものは3通しか残存していない(表1のA)。しかしマルコム4世あるいはウィリアム1世など後の国王の勅許状のなかにデイヴィッド1世の授封を確認しているものがあり、そこからデイヴィッド1世の授封を知ることができる²⁹⁾。これらを lost acts として表1の(B)にまとめた。一方、封土の授与を示す勅許状は後の国王のものを含めまったく残っていないが、他の史料、たとえば教会・修道院への寄進記録などから、デイヴィッド1世による所領の授与を窺い知ることができる。ただし、当該所領が騎士役を条件に授与されたものかどうかは確定できないが、受封者の子孫がこれらの所領を諸侯領 barony, provincial lordship として領有していることから、ここでは推定として(C)にまとめた³⁰⁾。つぎに表2および表3は、マルコム4世およびウィリアム1世の『国王文書集』から同様に授封証書(original acts と lost acts)を集め、その内容を紹介したものである。ただし、表3では新規の授封のみを対象とし、既存の封土を相続人へ確認したものは除外してある³¹⁾。

これらの表に記載した授封は何からの形で史料が残存しているものであり、現実におこなわれた授封のすべてでないことはもちろんである。また、史料が特定地域について特に多く残っている可能性も否定できない。しかしこうした点を考慮に入れても、これらの表からデイヴィッド1世からマルコム4世、ウィリアム1世の3代の治世における軍役保有の導入について、つまり封建化について、ある程度の傾向あるいは特徴をあげることはできよう。ここではその一つとして、スコットランドの封建化は王国のまず南部で始まり、次第に北上していったことをあげておく。また、直接受封者 tenant-in-chief すなわち国王から封土を授与された者の圧倒的多数はその名前からみてノルマン(フランス)系であり、これらの表自体がスコットランドにおける「ノルマン=コンクエスト」を示しているといえる。しかも、彼らの多くは高位の官職をも与えられ、次号で検討するように王国の統治そのものを担うことになったのである。ちなみに表1の(1)のロバート=ド=ブルスはブルース家 Bruces の、(6)のウォルタはステュアート家 Stewarts の、(12)のリチャード=カミンはカミン家 Comyns の、それぞれ

表1 デイヴィッド1世による授封

(A) Original acts から

受封者	封土（その所在地）	騎士役数	年代	典拠	その他
1) Robert de Brus* (d 1142)	Anandale (Cumbria) と Annanの城	(? 10kts)	c 1124	CD, No16	WIにより二男Robert IIに対して確認 (RRS, II, no 80)。1114年から1139年頃まで18通の国王文書証人。
2) Walter de Ryedale	Witton, Lilliesleaf (Roxburgh)	1 kt	1150×1153	CD, No177	1141年から1156年頃まで23通の国王文書証人。
3) Alexander de St Martin	Athelstaneford (East Lothian)	$\frac{1}{2}$ kt	1150×1153	CD, No194	ヘンリーの妃Ada of Warenneの従者として1139年にスコットランドへ。

(B) Lost actsから

受封者	封土（その所在地）	騎士役数	年代	典拠	その他
4) Duncan I, earl of Fife (d 1154)	West Calder (MidLothian)	(Kts)	c 1136×1153	CD, no 268 (RRS II, no 472)	WIによりダンカン1世の孫マルコムに対し確認。40通の国王文書の証人。
	Ealrdom of Fife	?	c 1136	CD, no 267, (RRS II, no 558)	Alex IIの勅許状のなかで, D. I, M I, W I による確認について言及。
5) Freskin	Strathbrock (West Lothian), Duffus & Kintrae (Moray)	(2kts)	1130×1153	(RRS II no 116)	WIにより長子ウィリアムへ確認の勅許状。子孫はde Moravia (Morayに由来) を家名。
6) Walter son of Alan (d 1177)	Renfrew, Paisley, Pollock (Cumbria)	(5kts)	c 1150	CD, no 274 (RRS I, no 184)	1136年頃からD. Iに仕え, 1150年頃から宮内府長官職 (世襲)。

(c) その他の授封 (推定)

受 封 者	封 土(その所在地)	騎士役数	年 代	典 拠	そ の 他
7) Herbert the Chamberlain	Kinneil (West Lothian)	?	c 1136×1153	CD, no 270, (RMS I, App I, no 48)	1136年頃から1159年まで財務長官。
8) Ranulf de Soules*	Liddesdale (Cumbria)	?	1147×1150 以前	CD, no 167, 248, (RRS I, no 141)	D I (推定) およびM Iのもとで宮内府酒類管理官 (pincerna)。
9) Robert Avenel* (d 1185)	Eskdale (Cumbria)	?	1124×1153	CD, no 273, (Melrose Liber no 39)	1138年以後1174年まで国王文書45通の証人。 1170年代に司法長官。
10) Hugh de Morville*	Lauderdale (Berwick) & Cunningham (Cumbria)	?	1124×1153	RRS I, no 218	1114年から62年まで113通の国王文書の証人。 1140年から武官長官 (世襲)。
11) Geoffrey de Percy	Oxnam (Roxburgh)	?	c 1152×1153 以前	CD, no 275 (no 212 <i>Laurie</i> , no 252)	兄Alan de Percyはデイヴィッド1世の即位前の勅許状の証人。
12) Richard Cummin (d c 1179)	West Linton (Peebles)	?	c 1136×1152	CD, no 280, (Kelso Liber, no 274)	William Cummin (1139-1141年にD Iの尚書部長官) の甥。
13) William de Somerville	Linton (Roxburgh)	?	c 1136×1164	RRS I, no 299	1136年頃から1164年まで42国王文書の証人。

表2 マルコム4世による授封

受封者	封土(その所在地)	騎士役数	年代	典拠	その他
1) Berowald the Fleming	Innes & 'Etherurecard'(Moray)	1 kt	1160	RRS I, no 175	Elgin castleでの騎士役。フランドル系。
2) Walter son of Alan (d 1177)	Birkenside, Legerwood & Mow (Lothian) 〈Renfrew, Paisley & Pollock—表1の6の確認〉 Kyle Stewart (Cumbria)	1 kt 5 kts ?	c 1161 c 1161 ×1177	RRS I, no 183 RRS I, no 184 RRS I, no 310	'D Iの直領'。 'with sake, soke, team, infangenthef' Lost act
3) Philip the Chamberlain	Lundin (Fife)	1 kt	1161×1164	RRS I, no 255	W Iにより息子Walterへ確認。 (RRS II, no 42)
4) Ralph Frebern	Rosyn, Dunduff (Fife) & Masterton (Midlothian)	1 kt	1162×1164	RRS I, no 256	W IによりRalphへ確認の証書。 (RRS II, no 9)
5) Geoffrey de Melville	Liberton (Midlothian)	?	1153×1165	RRS I, no 302	Lost act
6) Thancard	Auchterheadmuir (Clydesdale)	?	1153×1165	RRS I, no 304	フランドル系。Lost act.
7) David Olifard*	Bothwell (Clydesdale)	?	1157×1159	RRS I, no 305	'ハンティンダンにあるSawtryと交換で'。 Lost act

〈表1・2の表記について〉

- 1 D. I, M. I, W. Iは、それぞれデイヴィッド1世、マルコム4世、ウィリアム1世の略(以下同様)。
- 2 騎士役数の()内の数字は、マルコム4世やウィリアム1世の勅許状に記載された数。
- 3 *はhonour of Huntingdonの保有者を示す。
- 4 '1124×1153'は「1124年から1153年までのいずれかの年に」の意味(以下同様)。

表 3 ウィリアム 1 世による新規の授封

(A) フォース=クлайドラインの南

受 封 者	封 土 (その所在地)	騎士役数	年 代	典 拠
(Robert II de Brus)	<Annadale—表 1 の 1 の確認>	10kts	1165×1172	<i>RRS</i> II, no 80
1) William de Vieuxpont	Carriden (West Lothian) とイングランドの所領	4 kts	1165×1170	<i>RRS</i> II, no 84
2) Hugh Giffard	Yester (East Lothian)	$\frac{1}{5}$ kt	1166×1170	<i>RRS</i> II, no 85
3) Ralph de Graham	Couslan, Pentland & Gogar (Midlothian)	$1\frac{1}{2}$ kts	1165×1174	<i>RRS</i> II, no 125
4) Walter Berkley	Neuton (Roxburgh)	$\frac{1}{2}$ kt	1173×1182	<i>RRS</i> II, no 171
5) Philip de Seton	Winton, Winchburgh & Seton (East Lothian)	1 kts	1177×1185	<i>RRS</i> II, no 200
6) Margaret, sister of king & countess of Brittany	Ratho, Bathgate & Land in Kirksothn (West Lothian)	20kts	c 1175	<i>RRS</i> II, no 554◇
7) William Cumin (d 1233)	Lenzie (Cumbria)	1 kt	c 1200	<i>RRS</i> II, no 557◇

(B) フォース=クлайドラインの北

受 封 者	封 土 (その所在地)	騎士役数	年 代	典 拠
8) Duncan II, earl of Fife	Strathleven (Fife)	(?) kts	1165×c 1171	<i>RRS</i> II, no 472
	<West Calder—表 1 の 4 の確認>			
9) Henry son of Gregory	Rossin (Angus)	1 kt	1165×1175	<i>RRS</i> II, no 43
10) Osbert Olifard	Arbuthnott ◆ (Mearns)	?	1165×1178	<i>RRS</i> II, no 569◇
11) Ralph Ruffus	Kinnaird (Perth)	1 kt	1172×1174	<i>RRS</i> II, no 135
12) Malise, son of Ferteth earl of Strathearn	Muthil & Kincardine (Perth)	1 kt	1172×1173	<i>RRS</i> II, no 136
13) Merleswain, son of Merleswain	Ardross (Fife)	1 kt	1172×1174	<i>RRS</i> II, no 137
14) Gibert, son of earl of Angus	Pourie, Ogilvy ◆ & Kilmundie ◆ (Angus)	1 kt	1166×1174	<i>RRS</i> II, no 140
15) Henry Revel	Coultra (Fife)	$\frac{1}{2}$ kt	1173×1178	<i>RRS</i> II, no 147
16) Walter Berkley	Inverkeilor ◆ (Angus)	1 kt	1173×1180	<i>RRS</i> II, no 185
17) William de la Hay	Errol (Perth)	2 kts	1178×1182	<i>RRS</i> II, no 204
18) David, brother of King	Garioch (Buhan), Lindores (Fife), Dundee (Angus) & Longforgan ◆ (Perth)	10kts	c 1178	<i>RRS</i> II, no 205

受 封 者	封 土（その所在地）	騎士役数	年 代	典 拠
19) Gilbert, earl of Strathearn	Madderty◎ (Perth)	1 kt	1187×1189	<i>RRS</i> II, no 258
	Meikleour & Lethendy (Perth)	1 kt	c 1214	<i>RRS</i> II, no 524
20) Roger de Mortemer	Fowlis Easter◆ (Angus)	1 kt	1189×1194	<i>RRS</i> II, no 302
21) Richard de Montfiquet	Cargill◆ (Perth) & Kincardine (Menterth)	1 kt	1189×1195	<i>RRS</i> II, no 334
22) William de Montfort	Kinneff◆ (Mearns)	1 kt	1189×1199	<i>RRS</i> II, no 335
23) Humphrey, son of Theobald	Conveth◆ (Mearns)	$\frac{1}{2}$ kt	1189×c 1193	<i>RRS</i> II, no 345
24) Hugh, brother of Elias	Benholm (Mearns)	$\frac{1}{2}$ kt	1189×1195	<i>RRS</i> II, no 350
25) William de Valogne	Benvie & Panmure (Angus)	$\frac{1}{2}$ kt	1198×1200	<i>RRS</i> II, no 405
26) William Giffard	Tealing (Angus) & Powgavie (Gowrie)	1 kt	1196×1200	<i>RRS</i> II, no 418
27) Walter de la Carnelle	Guthrie◆ (Angus)	$\frac{1}{2}$ kt	1205×1207	<i>RRS</i> II, no 473
28) Alexander de Lamberton	Linlathen (Angus)	$\frac{1}{3}$ kt	× 1214	<i>RRS</i> II, no 564◇
29) Richard Revel	Coultra & Esterdint (Fife)	1 kt	× 1214	<i>RRS</i> II, no 573◇
30) William de Rypely	Dallas (Moray)	$\frac{1}{4}$ kt	× 1214	<i>RRS</i> II, no 576◇

〈表3の表記について〉

- 1 ◇はlost actsを示す。
- 2 ◆は、授封前はthenageであったことを示す。
- 3 ◎は、授封前は反逆罪によって没収された土地であることを示す。

始祖であり、後のスコットランド王国の展開に重要な役割を果たす家門の歴史がここから始まるのである。しかし、国王から授封されたのは新来のノルマン人だけではない。ファイフやストラスアーン Strathearn の伯など在地貴族も国王と封建関係を結んでおり、この点も注目されるところである。

a) 南部と北部の封建化

残存する最初の授封証書は、デイヴィッド1世がロバート＝ド＝ブルスに南西部のアナンデイル Annandale を封土として与えた旨を記した勅許状で、1124年頃にスクーンで出されている。この勅許状は、「国王デイヴィッド」の名前で発給された国王文書146通のなかで年代的に最初のものである。1124年の4月23日または25日にデイヴィッド1世の即位式がスクーンでおこなわれており、証人の構成などからこれは即位式直後に発給されたと推測されている。ところで、この勅許状はロバート＝ド＝ブルスに対する授封の事後承認であったとの解釈がある³²⁾。彼は既にアナンデイルを授与されていてデイヴィッド1世が国王となったときにはじめて正式にこの勅許状を受け取ったという説である。ロバート＝ド＝ブルスは、既に紹介したように、ヘンリ1世の宮廷をとおしておそくとも1107年頃にはデイヴィッド1世と接触しており、1114年頃からは「デイヴィッド伯の諸侯と騎士」のひとりとして勅許状の証人欄にしばしば名前を連ねていた。さらに、アナンデイルのあるカンブリアについて即位前のデイヴィッド1世がロバート＝ド＝ブルスらと行動をとともにしていた形跡がある。カンブリアはエドガ王が末弟のデイヴィッドに遺贈した領土 appanage であったが、年代記によれば、兄王アレグザンダ1世がこれをデイヴィッドに渡さなかったという。そのためデイヴィッドはロバート＝ド＝ブルスらノルマン系の諸侯や騎士の力を借りて圧力をかけ、カンブリアのを引渡しを強制したという³³⁾。

たしかに、デイヴィッドは国王に即位する前の1120年頃に「カンブリア太守デイヴィッド」〈David regio Cumbrensis princeps〉の名前でグラス

ゴウ司教区にある土地についての審問を命じる令状を出しており、カンブリアに対する支配権を行使している³⁴⁾。このような事実から、デイヴィッド 1 世が即位前にカンブリアの土地を自己の側近に授与し、即位後に国王の名前で正式に授封証書を発給したと推定されるのである。この推定が成り立つとすれば、ヒュ=ド=モヴィルらデイヴィッド伯の時代からの側近（表 1 の 8, 9, 10）に対しても、同様に即位前に事実上、授封し、即位後に正式に勅許状を与えたと思われる。ただし、彼らに対する証書は残存していないのであるが。

カンブリアは、もともとはブリトン人の王国があったところで、11 世紀初めにスコットランド王国に併合された。その東のロージアン Lothian はアングル人の居住する地域で、ここもカンブリアと同じ頃にスコットランド王国に併合されている。したがってカンブリアもロージアンもデイヴィッド 1 世の治世にはスコットランド王国の一部なのであるが³⁵⁾、それでも勅許状など国王文書では、本来のスコットランドすなわちフォース河口とクライド河口とを結ぶ線（フォース=クライドライン）から北のスコシア Scotia とは区別されている³⁶⁾。要するにカンブリアとロージアンは、ともにあとからスコットランド王国に加わった地域であり、スコシアにくらべて王権の浸透の度合いが低い地域であった。そこにデイヴィッド 1 世は古くからの信任あつち側近を配置してスコットランドの封建化に着手したことになる。「スコットランドの封建制度は、すべて南から馬の背にのってやってきた人びとによって持ち込まれた」³⁷⁾。これは G. S. W. バロウの著書の一節で、ここでいう南とはイングランドの意味であるが、南からやってきた人びとは文字通り王国のまず南に封土を与えられ、定着していったのである。

同時にこれらの地域は王国の防衛の上でも重要な戦略拠点であった。たとえば、アナンデイルは、南はイングランドとの境界に、西はギャラウェイ Galloway に接していた。ギャラウェイは、王国のなかにあつて独立地帯ともいふべき地域で、その領主はデイヴィッド 1 世時代に“王”を自称していた。また、ヒュ=ド=モヴィルやステュアート家の祖ウォルタに与えた

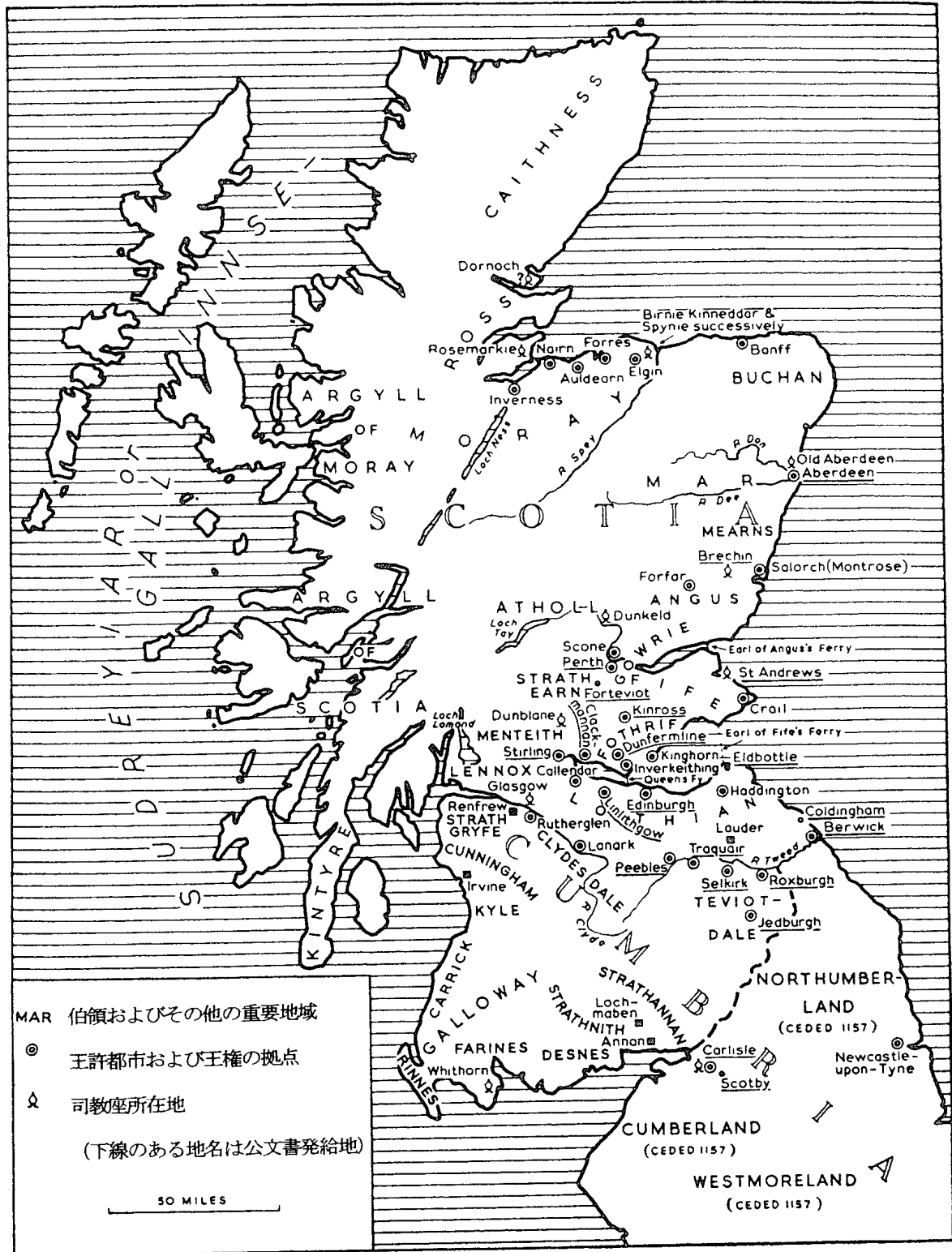
カニングラム Cunningham やレンフリュ Renfrew は、対ギャラウェイ防衛とともに西の島嶼地帯の豪族ソマリッド Somerled に対する防衛の役割をも担っていた。事実、1164年にソマリッドがアイルランドからも集めた160隻の船を率いてレンフリュに侵入したとき、これを迎え撃ったのはウォルタとその配下の軍勢であった³⁸⁾。これはデイヴィッド1世のカンブリア封建化政策が孫のマルコム4世の時代に功を奏した例といえる。また、王国の防衛との関連で注目されるのは、デイヴィッド1世がフランドル系のフレスキン Freskin にエルギン Elgin 近くのダフス Duffus などマリ Moray の土地を授封していることである(表1の5)。

スコットランド北部のマリもまた王国のなかの独立地帯であり、その歴代の支配者である伯はアイルランドの年代記に「王」<ri>と記されてきた。マクベスもそうしたマリの「王」のひとりであり、彼の敗死(1057年)後もマリは自立を保ちつづけ、ここはスコットランド王家に対する反乱の温床となっていた。デイヴィッド1世の勅許状のなかに「マリとスコシア」<Muref et Scocie>という表現があり、マリはカンブリアと同様にスコットランドとは区別されている³⁹⁾。そのマリで1130年に「王」アングス Angus (マクベスの継子ルーラッハ Lulach の孫)が在地貴族のマルコム=マクヘス Malcolm MacHeth と結んで再び大規模な反乱をおこしている。デイヴィッド1世はこれを鎮圧するとマリを没収して王領とし、そこに司教区を創設したり、エルギンやフォーレス Forres を王許都市 king's burgh にするなどマリの平定とそのスコットランド化に着手している⁴⁰⁾。フレスキンに対する授封も、そうしたマリ平定策の一つで、王権による支配が弱体な周縁地域に信任のあつた封臣をいわば王権の先兵として配置する政策とみることができる。デイヴィッド1世のこの政策はその後継者にも受け継がれ、マルコム4世もやはりフランドル系のバラウォルド Berowald にマリの土地を授封している(表2の1)。さらにウィリアム1世も、みずからの弟デイヴィッドにバハン Buchan の伯領とマー Mar 伯領との境界に位置する広大な所領 Garioch を授封している(表3の18)⁴¹⁾。このようにデイヴィッド1世の封建化政策はスコットランド王国の南部と北部

のマリで始まり、新来者は王権の先兵として王国の周縁地域に橋頭堡を築く役割を担ったのであった。

つぎにマルコム 4 世治世についてみると、カンブリアのクライド川流域 Clydesdale で封土の創設がおこなわれており、カンブリアの沿岸部から始まった封建化が内陸部へと進展しているのをうかがうことができる（表 2 の 6, 7）。このクライド川流域の封建化を推進したのは、マリの封建化を担ったフレスキンやバラウォルドと同様に、サンカード Thancard (6)らのフランドル系騎士たちであった。特にクライド川流域にはフランドル系の地名が多く残されている。たとえば、Thancard に由来する Thankerton (2ヶ所)、Wice に由来する Wiston, Lambin に由来する Lamington などである⁴²⁾。また、サンカードらがヨークシャ北部にあったロバート=ド=ブルスの領地クリーヴランド Cleveland からスコットランドに渡ったことも判明している⁴³⁾。クリーヴランドはヘンリ 1 世から与えられた封土で、そこに多くのフランドル系の騎士が居住しており、彼らの一部が従属民らとともに特にマルコム 4 世時代にクライド川流域に入植したと推定されている。なお、本稿ではデイヴィッド 1 世治世以来スコットランドにやってきた新来者を“ノルマン人”と一括してきたが、これは北フランス出身者を総称した表現であり、彼らのすべてがノルマンディの出身であったわけではない。たとえば、ステュアート家の祖ウォルタも、その父アランはブルターニュ東部の出身であるから、厳密に言えばノルマン人ではない。フランドル出身者やブルターニュ出身者をも“ノルマン人”とよぶのはあくまでも総称としてであり、当時のスコットランドの史料では新来者のすべては「フランス人」とよばれている⁴⁴⁾。

サンカートらの例は、ノルマン人の送り出し地としてヨークシャがハンティンダン領とならんで大きな役割を果たしたことを示している。ちなみに、表 1 の(2)ウォルタ=ド=ライデイルや(11)ジョフリィ=ド=パーシ、(13)ウィリアム=ド=ソマヴィルもヨークシャの特に北部からスコットランドに来た例で、いずれもロバート=ド=ブルスのアナンデイル授封が契機となっている。ただし、スコットランドに来たノルマン人のほとんどは騎士の家系の



地図 マルコム4世時代のスコットランド
出典・RRS I 巻末より

二・三男にあたり、大半は封土を得たスコットランドに定着したが、ロバート=ド=ブルスは二男のロバート2世をスコットランドに残し、自身は晩年にヨークシャの領地に引きあげている。特に、1138年にマティルダを支持してデイヴィッド1世がイングランド北部に侵入したとき（スタンダードの戦い）、スコットランドの新来者はロバート2世を含めデイヴィッド1世とともにイングランド軍と戦ったが、ロバート=ド=ブルスだけはヨークシャの領主としてイングランド側につき、デイヴィッド1世と袂をわかつた⁴⁵⁾。これに先立ちロバート=ド=ブルスは、ヨークシャの所領を長子アダムが、アナンデイルを二男のロバート2世がそれぞれ相続するように分割している。これは父祖伝来の土地は長子が、獲得地は二・三男が継承するというノルマンの慣行に従った相続方法であるが、所領が2つの王国にまたがる場合の安全策でもあり、王国相互の間で戦争になったときの没収を回避するための方策であった⁴⁶⁾。

一方、表2の(7)デイヴィッド=オリファド David Olifard がスコットランドに封土を与えられた背景には、デイヴィッド1世がスティーヴンの内乱期にマティルダを支援したためにイングランドのハンティンダン領を失ったという事情がある。この結果デイヴィッド=オリファドはソートリィ Sawtry を奪われたが、1157年にハンティンダン領を回復するとマルコム4世は修道院領となってしまったソートリィに代わってクライド川流域に封土を創設し、それをデイヴィッド=オリファドに与えたという⁴⁷⁾。ハンティンダン領は、スコットランドに諸侯と騎士を送り出した中心地の一つであるが、デイヴィッド=オリファドの例は、スコットランド国王が内乱期の事後処理としてその封臣のスコットランドへの移住を積極的に推進していたことを示す貴重な史料である。このような形でハンティンダン領からスコットランドに移植された封臣が他にもいたことであろう。

マルコム4世の時代にはクライド川流域とともにスコシアのファイフでも封土の創設がみられる。つぎにスコシアについてみることにする。

b) スコシアの封建化

i) 伯と伯領

12世紀においてスコシアとはフォース=クライドラインの北の地域をさしたが、ここはスコットランド王国のいわば心臓部分を占め、歴史的には在地貴族の伯が君臨していた世界であった。

表4は、デイヴィッド1世の勅許状や令状などに記された伯領 *comitatus* と伯 *comes* の名前、およびそれらに関連する情報をまとめたものである。アレグザンダ3世が死亡した1286年に、つまり独立戦争の直前に、スコットランド王国全体で13の伯領があったが、そのうちの9伯領が既にデイヴィッド1世の時代に存在している。しかもこれら13伯領のうちフォース以南に位置するのはロージアン⁴⁸⁾のダンバーDunbarだけで、これ以外の伯領はすべてスコシアに位置している⁴⁸⁾。スコシアの伯領と伯については、『デイヴィッド1世の勅許状集』がある程度まとまった情報を提供する最初の史料である。したがって、そこから得られた情報が、たとえ断片的であっても、スコットランド王国における伯領と伯に関する研究の出発点とならざるをえない。

それでも、デイヴィッド1世の時代に見られる伯領と伯の制度はかなり古い歴史を持っているといえることができる。たとえば、12世紀の伯領の領域的範囲がピクト王国の7つの小国 *province* にほぼ対応していることはたしかである。また、伯についても、その前身はモルマー *mormaer* と推定される。これは‘great steward’を意味するゲール語で、王のもとで地方の統治にあたる高位の官職と推定されている。その現存史料への初出は『アルスタ年代記』の918年の項で、これ以後、11世紀末までにアイルランドやスコットランドの年代記にモルマーの記述が6件認められ、アンガスやマー、そしてマリーにモルマーがいたことがあきらかである⁴⁹⁾。表4のデイヴィッド1世時代の伯は、すべて勅許状や令状に〈*comes*〉と表記されているが、これはモルマーをラテン語に訳したものである。つまり〈*comes*〉はデイヴィッド1世時代にあらたに創設されたのではなく、スコシアの既存の制度をイングランドの伯 *earl* になぞらえ、それをラテン語で記したとい

表4 デイヴィッド1世時代のスコシアにおける伯領と伯

伯領 (注1)	デイヴィッド1世時代の伯 (注2)	その後の推移 (注3)
Angus (Circinn)	Gillebrigte, c. 1145×1153, w. 1	女子相続人を通して1267年de Umfravilleへ
Atholl (Fotlaig)	Matad, c. 1127×1139, w. 6	女子相続人を通して1247年フアイフ伯家の一族へ
Buchan (Ce)	Gartnait c. 1150, w. 1	c.1212年女子相続人を通してカミン家へ
Caithness (Caith)	Harold son of Matad c. 1145×1151, a. 1	Harold (d.1206) 以後オークニ伯を兼ねる
Fife (Fib)	Constantine c. 1128, w. 1 Gillemicheil c. 1128×1136, w. 2 Duncan I 1136×1153 w. 40 a. 2 (d. 1154)	1353年までダンカン1世の一族で継承
Mar (Ce)	Rotheri (Ruairi) c. 1128, w. 1	1374年まで一族で継承
Moray (Fidach)	(Angus, mormaer, d. 1130)	1130年の反乱後は王領地へ
Ross (Caith)	Aed (Head) c. 1128×1136, w. 2	1168年に没収, 1215年頃復活し, Farquhar MacHentagarへ
Strathearn (Fortriu)	Malise 1127×c. 1140, w. 5	1344年まで一族で継承

注1 () 内はピクト王国時代の名称。

注2 年代は当該伯の名前のある勅許状・令状の年代範囲, aは名宛人の回数, wは証人の回数を示す。

注3 その後の推移に関する典拠は本文で示す。

うことである。〈comes〉と〈mormaer〉とが同義語であったことは、表4のマーの‘Rotheri Comes’が同時代のゲール語史料に「マーのモルマーであるルアドリ」〈Ruadrí mormaer Marr〉と記されていることからあきらかである⁵⁰⁾。

このように古い歴史をもつ伯と伯領であるが、表4でデイヴィッド1世時代の伯の名前をみると、圧倒的にゲール系の名前であり、伯がノルマン人に置き換えられるという事態は生じていない⁵¹⁾。すなわちデイヴィッド1世が始めた「ノルマン=コンクエスト」は、伯と伯領をその対象としてはいないのである。さらに、在地貴族による伯領の領有はデイヴィッド1世の時代に限らず、大半は一族に世襲されて13・14世紀まで存続している。伯の称号と伯領がノルマン系貴族の手に入るのは女子相続人との結婚によるもので、その最初の例がバハン伯領である。この伯領は、表4のデイヴィッド1世時代のガートネイト Gartnait 以後、彼の娘婿コルバン Colban ついでファーガス Fergus に継承されてきたが、1212年頃にファーガスが死亡すると、その娘マージョリィ Marjory とウィリアム=カミンが結婚し、これ以後カミン家に移った⁵²⁾。既に紹介したように、スコットランドにおけるカミン家は、リチャード=カミン(表1の12)にさかのぼり、デイヴィッド1世によりロージアンの所領を与えられてスコットランドに地歩を築いたが、カミン家が伯の位を手に入れたのはそれから半世紀以上もたってからのことであった⁵³⁾。しかも、ノルマン系貴族の手中に入った伯領の数は全体でみればわずかであり、1286年までに存在した13伯領のうちバハンを含めて5つにすぎない⁵⁴⁾。

ii) 封建化の進展

このように伯の名前を見る限り、在地の貴族がその称号を保持しつづけており、イングランドの「ノルマン=コンクエスト」とは異なってスコットランドでは伯領が進出してきたノルマン人に奪われることはなかったのである。しかし、このことは、「ノルマン=コンクエスト」の“影響”がスコシアの伯や伯領におよばなかったということを意味しない。たとえば、ファイフの伯の場合である。表1の(4)にあるように、ダンカン1世はデイヴィッ

ド1世からスコットランド南東部の West Calder を封土として与えられ、新来のノルマン人と同様に国王の直接受封者のひとりとなっているのである。ただし、これについてはウィリアム1世による確認の勅許状しか残されていない。また、その確認の勅許状においても保有条件は、ウィリアム1世がダンカン2世に授封したストラスリーヴン Strathleven とあわせて「複数の騎士役で」〈per seruicium militum〉とあり、その具体的な数は明記されていない（表3の8）。この文言の意味は「伯のかかえる騎士すべてを従えて」ということであろうか。それでも、ダンカン1世が軍役奉仕を条件にデイヴィッド1世から勅許状によってウェスト=コルダを封土として与えられたことはたしかである。

しかしこれ以上に注目されるのは、ダンカン1世がファイフの伯領自体をデイヴィッド1世からやはり勅許状によって何らかの奉仕を条件に授与されていることである。これについてもデイヴィッド1世自身の勅許状は残存していない。アレグザンダ2世がダンカン1世の孫マルカムに対してファイフ伯領 comitatus de Fyfe を確認した勅許状が残されており、その記述からデイヴィッド1世による伯領の授与を知るのである。ただしこの場合も、その保有条件についてアレグザンダ2世の勅許状には「デイヴィッド1世の勅許状にあるように」と記されているだけである⁵⁵⁾。デイヴィッド1世の勅許状にどのように記載されていたのか、まったく不明であるが、勅許状自体が13世紀前半に存在していたことはたしかであろう。

なお、デイヴィッド1世の授封証書は3通が残存しているが（表1のA）、年代のうえで最初のロバート=ド=ブルスにアナンデイルを授封した勅許状においても、その保有条件についてはきわめて曖昧な表現しかされていない。そこには、「ロバートは、その土地（アナンデイル）とその城とを、適切にかつ威信をもって保有すること」とあるだけで、騎士役についての記載はない⁵⁶⁾。しかし、つぎの「ライデイルのウォルタ」や「セント=マーティンのアレグザンダ」に対する授封の勅許状になると、「彼とその相続人は、その土地を1（あるいは $\frac{1}{2}$ ）騎士役の封土として世襲で、自由に保有すべし」とあり、定型的文言で一定数の騎士役による保有が明記されている⁵⁷⁾。

このようにデイヴィッド1世の治世初期には、授封を記した勅許状の文言自体が不明瞭であり、軍役の義務が明記されているとは必ずしもいえない。ファイツの伯ダンカン1世に対して伯領を授与した勅許状にも、このような表現が用いられていたのかもしれない。これを何らかの軍事的奉仕を条件とした伯領の授与とみなすのが、19世紀末のW.F. スキーン以来、今日にいたるまで研究史の定説になっている⁵⁸⁾。いずれにせよ、注目されるのは、デイヴィッド1世がスコシアの既存の伯領の一つを勅許状によって授与した形式をとったことであり、在地貴族の有力者と一種の擬制的な封建関係を結んだことである。

ファイツの伯家は、スクーンでおこなわれる即位式において王を先導して即位用の石に着座させるなど、王国の伯の筆頭として特別な役割を果たしていたといわれる⁵⁹⁾。また、ダンカン1世はデイヴィッド1世の勅許状など40通に証人として名前を連ねており、証人としての頻出度は他の伯を圧倒している。さらに、デイヴィッド1世がその死の直前に孫のマルコムをダンカン1世に預け、王位の継承者として王国中に周知させたことは既に述べたとおりである。このようにファイツの伯家は王家と特別に親密な関係にあったことから、伯領の勅許状による授封を例外的なものとみることもしできる。しかし在地貴族の筆頭に当たるファイツの伯をデイヴィッド1世の「諸侯と騎士」のひとりにすることにより、他の在地貴族に範を示すというような効果を期待したとも考えられる。

ファイツの伯がデイヴィッド1世の推進した改革をみずから率先して実行していたことを示す例は他にもいくつかある。その一つがファイツの伯家における直系継承である。表4でファイツの伯をみると、ダンカン1世の前に2人の伯コンスタンティン Constantine とジルマイケル Gillemicheil とがいるが、彼らとダンカン1世との系譜関係は不明である。おそらく王位の継承と同様にゲールの傍系継承が伯家でもおこなわれていたと推測される。つまり彼らは親子ではなく、兄弟か従兄弟の関係と思われる。ところが、ダンカン1世の死後には、伯位は伯の長男に継承され、1353年にこの家が断絶するまで直系継承が続いているのである。ダンカン1世は

マルコム 4 世を託されて王位の直系継承の実現に尽力したが、みずからも率先して直系継承を取り入れ、いわば範を示したのである。ただし、ファイツの伯家では、二・三男にはヒュ Hugh などノルマン（外国）系の名前がつけられたが、相続人はダンカン（ゲール語形で Donnachard）やマルコム（Mael Coluim）など必ずゲール系の名前を世襲している⁶⁰⁾。これは、スコシアの有力貴族が一方では「ノルマン=コンクエスト」により導入された封建制や新しい慣行にみずから適合するとともに、他方ではゲールの伝統をも保持しつつけた例といえる。

表 2 にあるように、残存史料からみるかぎり、スコシアのなかで封土の創設がもっとも早くおこなわれたのはファイツであり、マルコム 4 世が 2 人のノルマン人にファイツの土地を授封している（3 と 4）。これも、上述したファイツの伯の影響が背景となっていると推測される。しかしスコシアの封建化が本格化するのには弟のウィリアム 1 世の時代に入ってからで、ファイツからさらに北にむかって封土の創設がおこなわれているのが表 3 から読みとれる。マルコム 4 世もそうであったが、それ以上にウィリアム 1 世はノルマンの騎士文化の熱烈な信奉者といわれた。たとえば、同時代人のひとりには、「最近のスコットランド王ときたら、その血筋や言葉、その立ち居振舞などからして、自分をまるでフランス人と思っているかのようであり、王の宮廷ではフランス人だけを優遇し、スコットランド人はまったく虐げられている」と書き残している⁶¹⁾。もちろん、これには誇張があり、第 3 節でみるように在地のスコットランド人が排除されたわけではない。しかし、「ウィリアムほどこの国をノルマン（フランス）化した国王は他にいないのは事実」⁶²⁾であり、これまで以上にノルマン系新来者の流入が続いたことはたしかである。しかも、デイヴィッド 1 世の時代とは異なり、彼ら新来者の出身地はイングランドやノルマンディのなかの特定地域に限定されず、広い範囲にわたっているのもこの時期の特徴である。表 3 は、ウィリアム 1 世治世におけるそうした新来者の流入の一端を示しており、封土の創設の重点がスコシアに移ったのは増えつづける新来者への対応のためであり、スコットランドの南部では封土の供給源となるべき土地が不

足してしまったからであろう。

ウィリアム1世によって授封されたスコシアの封土については、そのかなりの部分が王領地の一部である〈thenage〉から創出されたことが史料によってあきらかにされている。表3の(B)に‘◆’のある封土がそれである⁶³⁾。Thenageとは王領地の経営・管理上の単位で、その任にあたったセイインthaneに由来する語である。セイインは、自己の管轄する王領地から「現物貢租」〈cáin, conveth(wayting)〉を徴収し、これが王権の重要な財源になっていた⁶⁴⁾。ところで、thenageを封土に転換するに際してセイインが追放されたのかどうかは問題であるが、これについては史料のうえで確認することはできない。G. W. S. バロウは、thenageについては世襲的保有権が確立していないために、セイインの死亡時に王権はthenageを手中におき、それをそのまま、あるいは分割して新来者に授封したと推測する⁶⁵⁾。いずれにせよ、軍役保有の導入によって伯を含めた在地の土地保有者が追放されたり、廃嫡された例は知られていない。むしろ、表3にあるように、彼らも封土を与えられ、国王との封建関係の網の目に組みこまれているのである(8, 12, 13, 19)。在地の土地保有者の追放などという事態がまったく起きなかったわけではないであろうが、記録に残るほどの混乱や抵抗を引き起こすことはなかったということであろう⁶⁶⁾。

したがって、イングランドとは異なってスコットランドでは、封土の創設のために王権が利用できる資源はきわめて限られていたといえる。この点は、それぞれの封土が負った騎士役の数にもあらわれている。たとえば、表1-3でデイヴィッド1世以後ウィリアム1世までの授封をみれば、10以上の騎士役を負った例は3件のみである。このうちの2件はウィリアム1世の妹(表3の6)と弟(同18)に対してで、前者の封土はHumphrey de Bohunとの再婚にあたって婚資tocherとして設定されたものであり、例外といえる⁶⁷⁾。また後者については既に説明したとおりである。これらを除けば、ブルス家に与えたアナンデイルの10騎士役が最高で、他はほとんどが1ないし $\frac{1}{2}$ 騎士役の封土である。

封土にするための土地の不足は、スコットランドにおける「ノルマン=コ

ンクエスト」の当初から王権が直面した問題の一つであったと思われる。なぜなら、デイヴィッド1世が「セント=マーティンのアレグザンダ」（表1の3）にロージアン¹の土地を $\frac{1}{2}$ 騎士役で与えた勅許状については先に紹介したが、その末尾に、「王が（土地をみつくて）これを1騎士役の封土にしてやるまでは、財務府から毎年20マークをアレグザンダに支払うこと」と一文が付記されているからである⁶⁸）。ちなみにアレグザンダはデイヴィッド1世の息子ヘンリが結婚したときに妃アダ Ada に同行してノルマンディから来たのであるが、デイヴィッド1世の約束は、その後20年のうちにアダが寡婦産 dower のなかからロージアン²の土地をアレグザンダに与えることで果たされたという⁶⁹）。

ウィリアム1世もまた同じ問題をかかえていたようである。それは、1213年にロバート=ド=オービニ Robert de Aubigny に対して勅許状を発給し、「国王あるいはその後継者が、スコットランド海の南に、あるいはスコットランド海とザ=マンズとの間に、20マーク相当の土地を授与できるようになるまでの期間、ロバートあるいはその相続人に、コルディンガムの小修道院領から国王に支払われる地代20マークを毎年与える」と約束をしているからである⁷⁰）。文中のスコットランド海とはフォース湾をさし、その南とはロージアンをいう。またザ=マンズ The Mounth はマリの南の山地をさし、ザ=マンズとスコットランド海との間とはスコシアのことである。要するに勅許状の文面から、新来者に与えるための土地がロージアンにもスコシアにもなかなか見つからないことを推察できるのである。1213年といえばウィリアム1世の死のおおよそ1年前であり、勅許状に「国王あるいはその後継者」とあるのは、みずからの存命中にロバート=ド=オービニに対する約束を果たせないかもしれないとの危惧からであろうか。この約束がその後、履行されたかどうかは不明である。デイヴィッド1世の治世以後イングランドやノルマンディから多くの若者が「野蛮な」といわれたスコットランドに入ってきたのは、たとえ限られた資源からにせよ、土地所領を授与される見込みが存在していたからである。その意味で、ウィリアム1世のこの勅許状は一つの時代の終わりを、すなわちスコットランド

における「ノルマン=コンクエスト」の終息を、告げているかのようなのである。

以上、12世紀の3代の国王の治世における軍役保有の導入について、おもに国王文書を中心に検討してきた。その要点をくりかえせば、スコットランドにおける封建化はデイヴィッド1世の時代にまず王国の周縁地域ともいべき南部のロージアンとカンブリア、そして北部のマリで始まり、やがて王国の心臓部分にあたるスコシアへとすすんでいった。つまり、その過程はほぼ1世紀にもわたり、かつ緩慢なものであったといえる。さらにスコシアにおいては、在地貴族にあたる伯が封建化以前も以後もその地位にあり、伯が新来者にとってかわられることはなかった。要するにスコットランドの「ノルマン=コンクエスト」は在地の貴族を追放することなく、彼らのかたわらに新しくもうひとつの貴族を、すなわちノルマン系の貴族を生み出したのであった。こうした事情から王権が自由にできる土地資源には限界があり、創設された封土は全般的に小規模なものとならざるをえなかった。また、教会・修道院所領は軍役義務の対象とならなかった点もスコットランドの特徴であった。

この点に関連して指摘しておかなければならないのは、スコットランドにおいて封建原理にもとづく軍はもちろん王国の軍事制度において重要な役割を担ったことはたしかであるが、他方では封建化以前からの軍もまた存続しつづけ同様の役割を担ったことである。この問題は地方統治システムの検討なかで詳しく触れるが、〈Scottish Army〉あるいは〈Common Army〉とよばれる軍で、地域原理にもとづいて教会・修道院所領にも召集が課され、その指揮にあたってはやはり伯が重要な役割を果たしつづけた。このように要約すると、あたかも「ノルマン=コンクエスト」の意義を否定するような印象を与えるおそれがあるが、決してそうではない。「ノルマン=コンクエスト」は、単に軍事上の改革だけではなく、中央および地方の統治システムにもおよび、さらには王国のその後の方向にも影響を与えたのである。これらの問題は次号において検討したい。

(以下、次号)

註

- 1) G. W. S. Barrow (ed.), *The Charters of David I : The Written Acts of David I King of Scots 1124-1153 and of his Son Henry Earl of Northumberland 1139-1152*, (以下 CD と略記), Woodbridge, 1999, no. 33 (p. 71)
- 2) G. W. S. Barrow (ed.), *Regesta Regum Scottorum I : The Acts of Malcolm IV King of Scots 1153-1165* (以下 RRS I と略記), Edinburgh, 1960, no. 118 (pp. 184-5)
- 3) この表現は、R. L. G. Richie に始まるとされている。R. L. G. Richie, *The Normans in Scotland*, Edinburgh, 1954, p.xi.
- 4) A. A. M. Duncan, 'David I and Malcolm IV', in *Scotland: The Making of the Kingdom*, Edinburgh, 1975, ch.7.; G. W. S. Barrow, 'The Beginnings of Military Feudalism' & 'Scotland's Norman Families', in *The Kingdom of the Scots*, London, 1977, ch. 10 & 11; Do., *Anglo-Norman Era in Scottish History*, Oxford, 1980. ただし、これらの研究がスコットランドの「ノルマン=コンクエスト」に関するもっとも優れた実証研究であることを否定するものではない。
- 5) G. W. S. Barrow, *David I of Scotland: the Balance of Old and New*, Stenton Lecture 1984, Reading, 1985 (rep., in *Scotland and its Neighbours in Middle Ages*, London, 1992, pp. 45-66).; D. H. Sellar, 'Celtic law and Scots Law: Survival and Integration', O'Donnell Lecture 1985, *Scottish Studies*, xxix(1989), pp. 1-12.; G. W. S. Barrow, 'The Army of Alexander III's Scotland' in N. H. Reid (ed.), *Scotland in the Reign of Alexander III 1249-1286*, Edinburgh, 1990, pp. 132-147; H. MacQueen, 'Scots Laws under Alexander III', in *Ibid*, pp. 74-102.; J. Bannerman, 'King's Poet and the Inauguration of Alexander III', *Scottish History Review (SHR)*, IXVIII(1989), pp. 120-49; R. D. Oram, 'Fergus, Galloway and the Scots', in R. D. Oram & P. Stell (eds.), *Galloway, Land and Lordship*, Edinburgh, 1991, pp. 117-130.; J. Bannerman, 'MacDuff of Fife' in A. Grant & K. Stringer (eds.), *Medieval Scotland: Crown, Lordship and Community, Essays presented to G. W. S. Barrow*, Edinburgh, 1993, ch. 2.; A. Grant, 'Thanes and Thanages, from the Eleventh to the Fourteenth Centuries' in *ibid*, ch. 3.; K. Stringer, 'Periphery and Core in Thirteenth-Century Scot-

- land: Alan son of Roland, Lord of Galloway and Constable of Scotland', in *ibid*, ch. 4.; A. Young, 'The Earls and Earldom of Buchan in the Thirteenth Century', in *ibid*, ch. 7.; R. A. McDonald, 'Matrimonial Politics and Core-Periphery Interactions in Twelfth- and Early Thirteenth-Century Scotland', *Journal of Medieval History*, 21 (1995), pp. 227-47.; J. L. Roberts, *Lost Kingdoms: Celtic Scotland and the Middle Ages*, Edinburgh, 1997.; D. Broun, 'Anglo-French Acculturation and the Irish Element in Scottish Identity', in B. Smith (ed.), *Britain and Ireland, 900-1300: Insular Responses to Medieval European Change*, Cambridge, 1999, pp. 135-153.
- 6) A. Grant, 'To the Medieval Foundations', *SHR*, LXXIII (1994), pp. 4-24.; A. Grant, 'Aspects of National Consciousness in Medieval Scotland' in C. Bjørn (ed.), *Nations, Nationalism and Patriotism*, Copenhagen, 1994, pp. 68-95.; R. R. Davis, 'The Peoples of Britain and Ireland 1100-1400: 1. Identities', *Transactions of the Royal Historical Society*, 6th Series, IV (1994), pp. 1-20 (at pp. 16-19); K. Stringer, 'Scottish Foundations: Thirteenth-Century Perspectives', in A. Grant & K. Stringer (eds.), *Uniting the Kingdom?: The Making of British History*, London, 1995, pp. 85-96.
- 7) 拙稿,「スコットランド独立戦争とアイルランド～その1ーブルースの侵略とプロパガンダ文書をめぐって」,『エール』19号(1999),23頁-41頁。
- 8) 註1のCD,註2のRRS IおよびG. W. S. Barrow (ed.), *Regesta Regum Scottorum II: The Acts of William I King of Scots 1165-1214* (以下RRS IIと略記), Edinburgh, 1960,の3巻である。なお,デイヴィッド1世の勅許状などについては,これまでA. C. Lawrie (ed.), *Early Scottish Charters: Prior to A. D. 1153*, Glasgow, 1905,がもっぱら利用されてきたが,バロウ編のCDは,まったく新しく原文を校訂・編集したものである。
- 9) わが国における研究としては,飯島啓二,「スコットランド王国の発展」,青山吉信編,『世界歴史体系 イギリス史1』,山川出版社,1991,がノルマン=コンクエストを概観している(第9章,337-39頁)。
- 10) 'Florence of Worcester', in D. C. Douglas(ed.), *English Historical Documents*, Vol. 2, Oxford, 1981, p. 221.
- 11) Lawrie (ed.), *Early Scottish Charters*, no. 80 (pp. 67-68). この裁判については第3節で触れる。
- 12) William of Malmesbury, *De Gestis Regum*, in A. O. Anderson (ed.), *Scottish Annals from English Chroniclers AD500to 1286* (SAECと略記),

- Stamford, 1990 (rev. ed.), p. 157.
- 13) D. Whitelock (ed.), *Anglo-Saxon Chronicle*, London, 1965, p.175.
- 14) Orderic Vitalis, *Historia Ecclesiastica*, in *SAEC*, p. 156.
- 15) *CD*, no. 3 (c. 1114-1116).
- 16) ほかに 63 通の lost acts が摘要 calendar の形式で巻末に一括されている。
CD, pp. 163-68.これは、原文は残されていないが、他の史料たとえばつぎの
国王マルコム 4 世の勅許状などからデイヴィッド 1 世の治世中に発給された
ことが確実と思われる国王文書である。
- 17) nos. 53, 70, 126.
- 18) 'H. filio meo hoc idem concedente', 'H. filio regis et concedente' など。
nos. 33-34, 39, 47, 52, 86-87, 96, 120, 172, 200.
- 19) no. 23 (no. 60), no. 25 (no. 61), no. 28 (no. 74), no. 42 (no. 201), no. 47 (no.
109), nos. 68-69 (nos. 102, 160), nos. 86-87 (no. 116), no. 90 (no. 101), no. 98
(no. 164), no. 120 (no. 121), no. 126 (no. 129), no. 145 (no. 146), no. 174 (no.
175).
- 20) nos. 126, 129.
- 21) 詳しくは拙稿,「王位の継承慣行をめぐって: 9-11 世紀のスコットラン
ド」,『エール』, 13 号 (1993), 18-31 頁参照。
- 22) 以下, マクベスおよびマリ Moray については, 拙稿,「マクベス—その実
像と虚像—」,『静修短期大学研究紀要』, 25 号 (1994), 87-99 頁参照。
- 23) エドガは未婚で死亡し, アレグザンダ 1 世に嫡出子はいない。
- 24) *CD*, nos. 14, 23, 52-4, 56, 68-70, 83, 120-21, 126, 130, 139, 147.勅許状の年
代は 1120 年から 1147 年頃までである。
- 25) *John of Hexham*, in *SAEC*, pp. 227-28.
- 26) M.Lynch, *Scotland: A New History*, London, 1994 (rep.), p. 80.; G. W. S.
Barrow, *Scotland and Its Neighbours*, pp. 40-41, 51.
- 27) なお, デイヴィッド 1 世による王位継承法の改革は, 同時代のフランスの
カペー朝をモデルにしたものといわれる。たとえば, ルイ 6 世(1108-1137)
が即位前に父王フィリップの勅許状に最初は単に「国王の息子」〈Philippi
regis Francorum filius〉として, 1102 年末からは「国王継嗣」〈rex
designatus〉として承認を与えている。さらにルイ 6 世が即位すると, 今度は
その長子フィリップが同じ様に最初は「国王の息子」として, 1121 年秋から
は「国王継嗣」としてルイ 6 世の勅許状に承認を与え, あるいは父王と連名
で勅許状を出している。これは, デイヴィッド 1 世が息子ヘンリを「国王継

嗣」に指名していった手順と同じであり、デイヴィッド 1 世は同時代のフランスでまさに進行中の改革をみずからの王国に導入して王位の直系継承を実現しようとしていたことになる。G. W. S. Barrow, *Scotland and Its Neighbours*, p. 50.; *CD*, pp. 5-6.

- 28) 概説として G. W. S. Barrow, *Kingship and Unity: Scotland 1000 ~ 1306*, Edinburgh, 1989 (rep.), ch. 2-5 参照。
- 29) たとえば、マルコム 4 世の勅許状 (*RRS* I, no. 184) のなかに ‘…hac mea carta confirmaui Walterio filio Alnai Dapifero meo heredibus suis in feudo hereditate donationem quam Rex Daudid auus meus ei dedit. Sicut Reinfreu. Passeleth Polloc…’ という記述があり、そこからデイヴィッド 1 世が Walter son of Alan へ Renfrew, Paisley, Pollock を封土として与えたことを知ることができる (表 1 の 6)。
- 30) 表 1 ~ 3 の受封者すべてについて、*CD*, *RRS* I, II および次の研究により確認した。G. W. S. Barrow, *Anglo-Norman Era*. A. A. M. Duncan, *Scotland: The Making of the Kingdom*.
- 31) 『ウィリアム 1 世の証書集』 (*RRS* II) から検出できる授封件数は 39 であるが、表 3 では騎士封土の新設分のみを記載した。このため、D. I および M. I の授封を W. I が確認したものは表 1・2 に記載済のため表 3 では除外してある。ただし、ファイフの伯, Waletr son of Alan, Robert de Brus に関する確認については、叙述の都合上、表に記載し く 〉 を付した。表から除外した授封の確認分は、フォース以南では no. 80, no. 116, no. 558, フォース以北では no. 9, no. 42 の計 5 件である。

また、W. I の治世中に封土の授与とその相続人に対する確認がおこなわれ、両方の勅許状がある場合、相続人に対する確認分はこの表には記載していない。除外した確認の勅許状は次の 4 件である。no. 383 (17 の授封を息子 David へ確認), no. 390 (5 の授封を息子 Alexander へ確認), no. 428 (24 の授封を息子 Hugh へ確認), no. 459 (2 の授封を息子 William へ確認)。以上の除外分を含めると、『ウィリアム 1 世の国王文書集』から検出できる授封件数は 39 件になる。

一方、W. I の治世中に封土の授与と相続人への確認とが行われたことは確実であるが、確認の証書しか残存していない例が 2 件あり、この表には確認分を計上した。表の 25 は、W. I の Philip de Valogne への授封を息子の William へ確認したもので、表の 27 も、W. I が行った Roger de la Carneille への授封を Walter に確認したものである。

- 32) J. A. Green, 'David I and Henry I', *SHR*, LXXV(1996), pp.1-19(at p.12).
- 33) Ailred of Rievaulx, 'Relatio de Standardo', in *SAEC*, pp. 193.この年代記の作者 Ailred は 1130 年代にデイヴィッド 1 世の家政に仕えた経験があり、その記述はデイヴィッド 1 世治世に関する重要な証言とされている (1147 年から 1167 年までヨークシャの Rievaulx 修道院長)。
- 34) *CD*, no. 15 (p. 60).
- 35) デイヴィッド 1 世の治世におけるカンブリアとロージアンとについては、G. W. S. Barrow, 'The Scots and the North of England', in E. King (ed.), *The Anarchy of King Stephen's Reign*, Oxford, 1998, pp. 231-253 (at 240-45)を参照。
- 36) こうした区分は、ウィリアム 1 世治世の初期まで続き、1170 年代以後はスコシア、カンブリア、ロージアンという区分は姿を消し、「スコットランド王国」〈regnum Scotiae〉, 〈regnum Scottorum〉と表現されるようになる。国王文書の表現のこのような変化は〈Scottishness〉の創出過程と深くかかわる問題であるから、詳しくは本稿の最後に検討したい。
- 37) G. W. S. Barrow, *Kingship and Unity*, p. 44.
- 38) 詳しくは拙稿, 「Lords of the Isles の前史を探る—始祖ソマリッドを中心に—」, 『エール』, 第 16 号 (1996), 54-55 頁参照。
- 39) *CD*, no. 195.
- 40) *CD*, no. 195.
- 41) K. J. Stringer, *Earl David of Huntingdon: A Study in Anglo-Scottish History*, Edinburgh, 1985, pp. 31-32.これはマリ平定策のあらたなる展開であり、この問題については第 3 節で詳しく検討したい。
- 42) G. W. S. Barrow, *Anglo-Norman Era*, pp. 56-57 (Map. 6-7)を参照。
- 43) *Ibid.*, pp. 107-112.
- 44) たとえば、ロバート=ド=ブルスへの授封証書 (表 1 の 1) では、その名宛人は「フランス人とアングル人へ」'Francis et Anglicis' となっており、この場合のフランス人とは新来者全体をさし、アングル人とはロージアンの住民をさす。これ以後、ウィリアム 1 世の治世初期までは、勅許状などの名宛人には 'Francis et Anglicis et Scottis' など「民族別の表記」racial address がしばしば用いられているが、いずれの場合もフランス人が必ず先頭にきている。これを「ノルマン人の優越」と見ることもできるが、書式自体は当時のイングランドの国王文書の例にならったものである。G. W. S. Barrow, 'Witnesses and Attestation of Formal Documents in Scotland, Twelfth-

- Thirteenth Centuries', *Journal of Legal History*, NO. 16 (1995), pp. 1-20 (at p. 6).
- 45) Ailred of Rievaulx, 'Relatio de Standardo', in *SAEC*, pp. 192-95.
- 46) K. J. Stringer, *Earl David of Huntingdon*, p. 186. なお、デイヴィッド1世の1136年の勅許状では、証人の欄にブルス家のロバート2世が「その土地の人びと」〈*Preterea homines de terra*〉と特記された項に名前を記され、ノルマン系の諸侯らとは区別されてトゥイードデイル地方 Tweeddale の在地貴族らの仲間に入れられている。これは、父とは異なって二男がスコットランドの「土地の人」とみなされていたからであろうか。それとも国王書記の単なる間違いか。CD, no. 120 (p. 111).
- 47) スティーヴンの内乱期におけるハンティンドン領については, *RRS I*, pp. 98-103 参照。
- 48) 独立戦争前の13伯領とは、デイヴィッド1世時代のスコシアの8伯領とローリアンのダンバー、12世紀末までにその存在が史料の上で確認される Lennox, Menteith および Carrick, さらに13世紀に入って創設された Sutherland (c. 1235) である。なお、マリもデイヴィッド1世治世初期には伯領であったが、先に紹介したように1130年の反乱後に没収されて王領地に転換され、伯領の名簿から姿を消す。また、ダンバーの伯領はマルコム3世がスコットランドに亡命したノーサンブリアのアングル人 G (C) ospatric I に与えた所領に起源をもつ。詳しくは, J. L. Roberts, *Lost Kingdom*, ch. 4-5 参照。
- 49) 以上の伯領と伯の起源について詳しくは拙稿, 「ピクトの王国—King's Lists をめぐる諸問題」, 『北大史学』第32号(1992), 28-29頁参照。モルマーは、スコシア以外では知られておらず、スコシア固有の制度としてアングスやマリ、マー以外の地域にもおかれていたと考えられる。モルマーをピクト起源とする説がある。M. O. Anderson, 'Dalriada and the Creation of the Kingdom of the Scots', in D. Whiteloch et al. (eds.), *Ireland in Early Mediaeval Europe*, Cambridge, 1982, p. 125. しかし、上記の年代記の記述6件のうち3件が10・11世紀におけるヴァイキングとの戦いに関するものであり、9世紀末からのヴァイキングに対する防衛上の必要から創設されたとも考えられる。A. Grant, 'Aspects of National Consciousness in Medieval Scotland', pp. 91-92.
- 50) 同時代史料とは、スコットランド北東部のディア修道院に残された装飾写本『ディアの書』*Book of Deer* の欄外に『覚書』*Notitia* の形式で記された

寄進証書 6 通のうちの一つで、年代は 1131 年頃とされている。K. H. Jackson, *Gaelic Notes in the Book of Deer*, Cambridge, 1972, p. 35.

- 51) ただし、ケイスネス伯のハロルドはゲール系ではなくスカンディナヴィア系の名前であるが、彼の父はアサル伯マタド、母はオークニ伯の娘マーガレットで、ハロルドはゲールとスカンディナヴィアンとの混血であり、古くからの貴族の家に属する。
- 52) A. Young, 'The Earls and Earldom of Buchan in the Thirteenth Century', pp. 178-79.
- 53) バハン伯となったウィリアムは、表 1 のリチャード=カミンの息子で、12 世紀末に国王によりグラスゴウの北に 1 騎士役で封土を与えられている（表 3 の 7）。これがカミン家について騎士役数を明記した授封の最初の例である。A. Young, *The Comyns 1212-1314: Robert the Bruce's Rivals*, East Linton, 1997, pp. 18-19. ウィリアムのバハン伯領相続人との結婚もマリ平定策の一つであり、これについては第 3 節で触れる。
- 54) 表 4 で紹介したバハンとアングスのほかに、メンティス Menteith が結婚をとおして 13 世紀中葉にステュアート家の傍系へ、さらにキャリック Carrick がやはり結婚をとおしてブルース家へと移っている。また、13 世紀に創設されたサザランド伯領は、表 1 で紹介したフランドル系のフレスキンの子孫が伯になっている。ちなみに、フレスキンの子孫は、13 世紀になると Moray に由来する 'de Moravia' (英語で Murray) を家名としている。なお、上掲の註 9 の『世界歴史体系 イギリス史 1』, 339 頁においてメンティス伯領がカミン家に移ったと説明されているが、正確にはつぎのような経緯をたどっている。すなわち、バハン伯となったウィリアムの二男ウォルタが 1234 年にメンティス伯領の女子相続人と結婚して伯領はカミン家の傍系に移ったが、1258 年にウォルタが死亡すると、メンティスの伯領はウォルタの未亡人の妹メアリとその夫ウォルタ=ステュアートに渡り、以後、この家が継承している。J. L. Roberts, *Lost Kingdom*, p. 52.
- 55) 'Sicut carta regis David de predicto comitatu facta comiti Duncano patri ejus', in *Facsimiles of the National Manuscripts of Scotland*, London, 1867, Vol. I, p. 28.
- 56) 'ut illam terram. suum castellum bene. honorifice.' CD, no. 16 (p. 62). ウィリアム 1 世のロバート (2 世) =ド=ブルスに対する確認の勅許状には、「ロバート (2 世) の父およびロバート (2 世) がデイヴィッド 1 世およびマルコム 4 世の時代にそれを保有していたように自由にかつ 10 騎士役で保有

すべし。…ただし、国王専管訴訟を除いて〈Exceptis regalibus que ad regalitatem meam spectant〉。…また王城の守城義務を免除する…」と明記されている。RRS II, no. 80 (p. 179).

- 57) ‘…sibi et heredibus suis ad tenend’ de me et heredibus meis in feudo et hereditate, libere, per servicium unius militis, sicut unus baronum meorum vicinorum suorum qui libere tenet feudum suum melius et liberius habet et tenet. ….’ CD, no. 177 (p. 141); ‘Alexander et heredes sui has terra teneant de me et heredibus meis in feudo et hereditate bene et in pace, libere et quiete et honorifice, per servicium dimedii militis.’ CD, no. 194 (p. 149).
- 58) W. F. Skene, *Celtic Scotland*, Edinburgh, 1890, Vol. III, pp. 63-65.; A. A. M. Duncan, *Scotland: The Making of the Kingdom*, p. 138.; G. W. S. Barrow, ‘The Earls of Fife in the 12th Century’, *Proceedings of the Society of Antiquaries of Scotland*, Vol. 86 (1952-53), pp. 54-55.; J. Bannerman, ‘MacDuff of Fife’, p. 32.; A. Grant, ‘To the Medieval Foundations’, p. 13.
- 59) W. F. Skene (ed.), *John of Fordun, Chronica Gentis Scotorum*, Edinburgh, 1871, Vol. I, pp. 293-95.; J. Bannerman, ‘King’s Poet’, p. 124ff.
- 60) 以上については、J. Bannerman, ‘MacDuff of Fife’, p. 33 の系図を参照。
なお、同様の例はストラスアーンの伯にもみられる。D. Broun, ‘Anglo-French Acculturation and the Irish Element in Scottish Identity’, pp. 137-38.
- 61) ‘Walter de Coventry’, in SAEC, p. 330.引用文にある血筋とは、ウィリアムの祖母（デイヴィッド1世の妃）および母（ヘンリの妃）がいずれもフランス系貴族の出身であることをいう。なお、ウィリアム1世のノルマン（フランス）文化崇拝については、D. D. R. Owen, *William the Lion: Kingship and Culture 1143-1214*, 1997, East Linton, ch. 2 参照。
- 62) G. W. S. Barrow, *Scotland and Its Neighbours*, p. 72.
- 63) A. Grant, ‘Thanes and Thanages’, Appendix (A List of Thanes and Thanages in Medieval Scottish Records), pp. 72-81.
- 64) Thenage はアングロ=サクソン時代のイングランドから導入され、スコットランドにおいて独自の展開をみた。なお、ロージアンでは〈shire〉とよばれた。また、〈conveth〉は“饗応地代”に相当し、ロージアンでは〈wayting〉ともよばれた。詳しくは、G. W. S. Barrow, ‘Pre-feudal Scotland: Shires and Thanes’, in *Kingdom of the Scots*, pp. 27-68.; A. A. M. Duncan,

Scotland: The Making of the Kingdom, p. 153-58.

65) G. W. S. Barrow, *Kingship and Unity*, p. 46.

66) ただし、上述のマルコム 4 世によるクライド川流域の封建化はグラスゴウ司教領を犠牲におこなわれたと推測される。たとえば、マルコム 4 世は、その死の直前にグラスゴウ司教に宛てた勅許状のなかで、「この教会に対しておこなったすべての侵犯について（*de omnibus transgressionibus*）、特にこの教会が地代を有していた土地をわが諸侯と騎士に授与したことについて」赦免を求めている。*RRS I*, no. 265 (pp. 276-77).

67) A. A. M. Duncan, *Scotland*, pp. 377.

68) ‘Ego autem omni anno dabo ei de camera mea decem marcas argenti usque donec perficiam ei plenarium feodum unius militis’, *CD*, no. 194 (p. 149).

69) G. W. S. Barrow, *Anglo-Norman Era*, pp. 127-28.

70) ‘…donec ego uel heredes mei eidem Roberto. uel heredibus suis dederimus. viginti.marcatas. terre. ex australi parte maris Scott’. uel inter le Muneth. et mare Scott’. Quare uolo ut predictus Robertus de Aubein’. et heredes sui illas viginti. marcas percipiant singulis annis ad pascha et precipio priori de Coldingham…’, *RRS II*, no. 514 (pp. 465-66).